# V みんなのエシカルフードラボ 「エシカルフード基準」 (大手企業 ver.) 第 4 版



V みんなの エシカルフード L A B

2024 年 4 月 22 日 CCCMK ホールディングス株式会社

# 目次

- 1. エシカルフード基準作成の背景・目的
  - 1.1 はじめに
  - 1.2 プロジェクトのステップ
- 2.エシカルフード基準の概要
  - 2.1 はじめに
  - 2.2 エシカルフード基準の構造と概要
  - 2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方
- 3.エシカルフード基準 (大手企業 ver.)
- 4.用語解説
- 5.エシカルフードアクションスコア
  - 5.1 エシカルフードアクションスコア概要
  - 5.2 エシカルフードアクションスコアの対象商品
- 6.エシカルフード基準策定メンバー
- (別紙)第4版、第3版の改訂内容

#### 1.エシカルフード基準作成の背景・目的

現在私たちを取り巻く環境には、貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発課題、エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済課題、そして地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境課題といった世界共通の社会問題があり、2030年を達成年限とした「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」が設定されています。中でも私たちが生きていく上で重要かつ必要不可欠な「食」は、食料の一次生産から最終消費まで、生産・加工・流通・保管・販売とあらゆるステークホルダーが連携したフードチェーンで構成されており、生活者ひとりひとりにとって最もシンプルで分かりやすく、日々の生活の中でサステナビリティ(持続可能性)に取り組むことができる領域の一つです。一方、持続可能な食に目を向けると、農水産物生産にあたっての環境配慮の不足、年々増加する生産・輸送時のエネルギーや水の使用量・排出量の増加、食品ロス問題や過剰梱包、労働者への不公正な賃金の支払いといった倫理的(エシカル)配慮が不足しているさまざまな課題が存在しています。変わりゆく時代の中で、生活者ひとりひとりが毎日の食事、毎日の買い物の中で、それぞれの生活にあったエシカルな食品を選んでいくこと、少しずつ考えていくことで、やがて持続可能な食の実現に近づけていくことができると考えています。

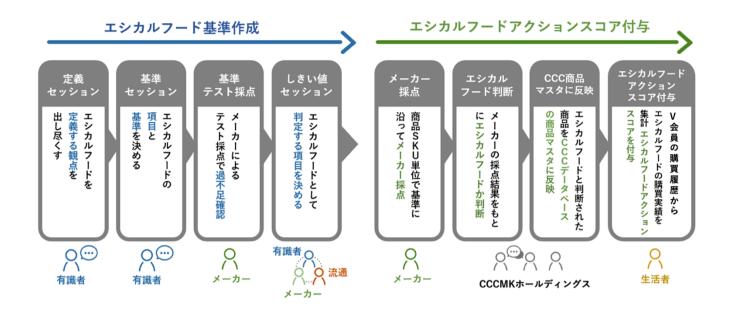
CCCMK ホールディングスは、「Vポイント」(旧名称: T ポイント、以下「V ポイント」)をご利用いただく 1.3 億人 (有効 ID 数)の会員基盤、「Vポイント」を通じてお預かりした購買・行動データやペルソナデータなど多種多様な データを活用し、地域が抱える社会課題の解決や地域共生につなげていく社会価値創造プロジェクト「T カードみんなのソーシャルプロジェクト」を 2016 年に開始しました。「T カードみんなのソーシャルプロジェクト」では、日本の一次生産者が抱える課題を継続した 6 次産業として実現すべく取り組んだ「三陸の牡蠣プロジェクト」、サイズが不揃い・魚種がマイナー・一定のロットに満たないなどさまざまな理由により流通されない"未利用魚"に付加価値を つけることで、生活者の共感を得ながら"未利用魚"を活用していく「五島の魚プロジェクト」をもとに商品開発を行ってきました。

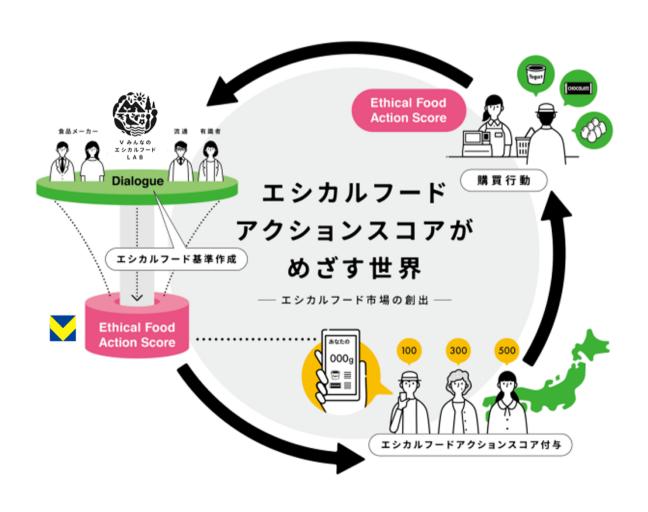
私たちはこれまでのプロジェクトを通じて、持続可能な食の課題に直面するとともに、日本の食文化の未来を築いていくことの可能性を認識することができました。そして、これまでに得た経験を活かし、一地域、一企業だけでは解決が難しかった課題に対して、生活者を中心に業界を超えたさまざまな知見を有するステークホルダーと対話を重ねながら、世界的な課題である持続可能な食につながるエシカルフードアクションについて考え、行動していく共創型プラットフォーム「Vみんなのエシカルフードラボ」を2021年3月に発足しました。

私たち CCCMK ホールディングスは、Vポイントをご利用いただくお客さまからお預かりした「食」にまつわるさまざまなデータが、そのひとりひとりとつながっているからこそサステナブルなソーシャルインパクトを「食」の領域で起こすことができるのではないか、よりよい消費行動を選択する生活者の指標を策定することで、社会におけるエシカルフードアクションを促進できるのではないかと考えています。現在、世の中にエシカルフードの明確な定義や基準がなく、どの食品がエシカルなのかが生活者から見ると、分かりづらい状況です。生活者がいつも利用する店舗で購入する食品にもエシカルフードがあり、どの食品がエシカルなのかをお知らせするために、私たちは「エシカルフード基準」を作りました。今後は、この基準をもとにした「エシカルフードアクションスコア」を提供していくことで、生活者、メーカー、流通など「食」に関わるあらゆるステークホルダーの方々と共に、エシカルフードが社会に少しでも浸透していくことを願っています。そして、「Vみんなのエシカルフードラボ」の活動ひとつひとつを積み上げ、未来につながる食の循環を作ることに貢献してまいります。

なお、「エシカルフード基準」は大手企業向けと中小企業向けを策定しており、中小企業向けについては、

中小企業法に定義された「中小企業者」及び「小規模企業者」を対象としています。





## 2.エシカルフード基準概要

#### 2.1 はじめに

#### ■世界と日本のエシカル消費について

環境破壊や人権侵害といった社会問題に対し、倫理的に配慮された商品やサービスを購入することで問題解決を図るのが「倫理的消費」つまり「エシカル消費」です。エシカル消費の原型となる考え方は、相手国の文化を尊重し、公正な価格での貿易を実現するための手法であるフェアトレードや、家畜の福祉を実現するアニマルウェルフェアなどのように、1900年代から欧米を中心に現れてきました。

1980 年代以降になると、さまざまな社会問題を解決するアプローチとして、問題のある商品やサービスをボイコット (不買運動)し、問題解決につながる商品やサービスをバイコット(応援購入)するという動きが欧米で興りました。こうした 運動を契機に、多くの分野の社会問題を解決するための消費行動としてのエシカル消費という言葉が生まれました。

いま世界では、国連が定めた SDGs のように持続可能性を確保し、環境や人権を尊重しながら開発を進めることが重視されています。SDGs には多くの目標とゴールが記されていますが、それらに一貫しているのは、人権や自然環境などの対象に倫理的(エシカル)な配慮がなされているということです。エシカル消費はいまや社会で起きているさまざまな問題を解決するためのキーワードであると言えます。

日本でも2010年以降、エシカル消費について周知が始まり、企業や消費者の間に認知されつつあります。もちろん日本も欧米とは違う文脈で、さまざまな分野の社会問題に対する倫理的なアプローチは行われてきました。しかし、欧米で議論されてきたエシカル問題と日本のそれとの間には歴史的・文化的な違いがあります。たとえば、欧米ではアニマルウェルフェアの遵守への関心が大きいのですが、日本ではそれほど関心が高くありませんでした。このように、それぞれの国や地域の歴史的な背景によって、何がエシカルかという認識が異なります。

ただし、SDGs の価値観を世界で共有する現在では、世界のエシカル意識を理解し、昇華した上で導入する必要があります。もちろんその一方で、日本独自のエシカルについても正しく発信していくことも重要です。また、日本が属するアジア地域における文化や歴史的背景は、欧米のそれとは異なります。つまり、アジアにおけるエシカル意識をどう共有していくかということも今後の重要な課題です。

こうした認識のもと、私たちは「エシカルフード基準」を作成しました。エシカルな消費を拡げていくためには、いったいどのような商品が倫理的な配慮がなされたものなのかを知ることが欠かせません。このエシカルフード基準は、ある食品に倫理的な配慮がなされているかどうかを確認するために生み出された基準のひとつです。世界のエシカル意識を踏まえた上で、日本の文化・歴史的背景を加味し、独自の基準を作成しました。この基準は固定的なものではなく、社会のあり方や、人の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

#### ■エシカルフードに含まれるエシカルの範囲

基準を作るにあたって、まずこの基準が対象とすべき社会問題の範囲を考えました。エシカル消費の議論が盛んな欧米の先行事例を勉強していくと、問題とされているテーマ領域は「環境」「動物」「人」に収斂していくということに行き着きました。

気候変動を呼び起こす森林破壊や、開発に伴う環境汚染、資源の収奪による生物多様性の喪失といった環境問題は、いまや社会問題の筆頭にあげられるものとなりました。一方、人権侵害や労働者の搾取、児童労働など、人に対する諸問題も、解決すべき大きな問題であり続けています。そして、理不尽な動物実験や工業的畜産など、動物の権利を軽視して生み出された商品やサービスにも厳しい眼が向けられるようになりました。このように、「環境」「動物」「人」という大きな三つの分野に対する倫理的配慮がなされていることが、欧米でのエシカル消費の基本的な姿と言えます。

私たちは、エシカルフード基準を作成するにあたり、この三つの分野に関する基準を設けることはもちろんですが、そこにもう一つ「社会」という基準を設けることにしました。ここでいう社会とは、地域といってもよいかもしれません。現在の日本が直面する社会問題の中で、地域における持続可能性の欠如というテーマがとても大きな比重を占めていると考えています。日本の豊かな自然や、その恵みとも言える食文化は、おおむね地方によって生み出されたものがベースとなっています。しかし、現在の地方では里山を中心とする生物多様性や水源、景観の維持といった重要な社会インフラが維持できなくなりつつあります。都市部においても、地域社会のコミュニティの断絶や破壊、社会不安が引き起こされています。地域がこれまで行ってきた営みを持続できるような取り組みは、エシカルであると評価する必要があると考えています。そこで、日本におけるエシカルのテーマとして「社会」に対する倫理的配慮がなされていることを重視することとし、基準項目を検討しました。

私たちのエシカルフード基準は、「環境」「動物」「人・社会」に対し、倫理的配慮を行った食品とは何かを確認するための一つの基準にしていきたいと思っています。

#### ■基準作りのプロセス

エシカルフード基準を作るにあたっては、食の生産・流通・販売・マーケティングといったそれぞれの段階に関わる人や、「環境」「動物」「人・社会」における問題に取り組んでいる専門家がチームを組み、基準がどうあるべきかを 幾度となく対話しました。その上でワーキンググループを作り、日本において倫理的な問題を判断する基準項目を 作成しました。

基準項目については、世界のエシカル意識と同期させる必要があります。そこで、欧米におけるエシカル消費のムーブメントを生み出してきた中心的存在と言える、イギリスのエシカルコンシューマー・リサーチ・アソシエーション (Ethical Consumer Research Association) にコンタクトしました。彼らはエシックスコア (EthicScore) という、500 項目以上にわたるエシカル消費の基準を作成し、企業や商品・サービスを評価し、公開している団体です。その中心人物であるロブ・ハリスン氏に、エシックスコアを丹念にレクチャーしてもらいつつ、ワーキンググループが作成した基準案に対するコメントをいただくことで、世界と日本のエシカル意識をバランスさせた基準項目を作成しました。

こうしてワーキンググループが作成した基準項目案を一つ一つ、専門家が顔を合わせるセッションで対話し、その妥当性を検討してきました。

# ■基準の構成 企業評価とフード評価

基準は「企業評価」と「フード評価」に分かれた構造となっています。

「企業評価」は、対象となる食品を製造・販売する企業が、どのような倫理的配慮をしているかということを評価する基準です。エシカルコンシューマーにおける評価基準であるエシックスコアはこの企業評価がベースとなっており、その企業が「環境」「動物」「人」といった分野で倫理的配慮をしているかどうかを、専属のリサーチャーが調査し評点をつけるものとなっています。これにならい、私たちのエシカルフード基準でも、当該企業がどのような基本的な方針を持って企業活動を行っているかを確認するため、「環境」「動物」「人・社会」で求められる倫理的配慮について基準化をしました。また、企業評価にはもう一つ「政治」という要素も盛り込みました。企業活動と政治の関係が、倫理にもとる状況を生み出している可能性はどこの国でもあります。そうしたことから、政治的な方針や活動についても基準としました。

もう一つの「フード評価」は、対象となる食品そのものの倫理的配慮に関する基準です。どのような原料を用いているか、どのような容器・包装を用いて世に出しているかという部分を重視しました。

今回公表する企業評価とフード評価からなる「エシカルフード基準」は、認証制度ではなく、生活者にエシカルフードを示すための指標です。生活者自身が購入する商品がどのようにエシカルであるか認識することができ、また企業にとっても製造する商品がどのようにエシカルであるか判断できるように作成いたしました。この「エシカルフード基準」によって、エシカルフードやエシカル消費が社会に浸透していくことを願っています。

# 2.2 エシカルフード基準の構造と概要

エシカルフード基準には「企業評価」と「フード評価」の2つの大項目があります。

「企業評価」は4つの大項目に、15の分野に関する中項目と、65の小項目で構成されており、「フード評価」は2つの大項目に、9の小項目で構成されています。

# 「企業評価」

大項目	中項目	概要
環境	環境報告	気候変動対応、森林資源・水資源保全などの環境問題 対策方針・取り組みに関する項目
	気候変動	温室効果ガス削減方針・取り組み、および再生可能エネルギーの利用促進に関する項目
	汚染と廃棄	大気・水質・土壌の汚染防止方針・取り組み、またオゾン 層破壊物質・廃棄物削減に向けた取り組み等に関する 項目
	生物の生息域と資源	生物多様性保全の方針、および原材料調達方針・取り組みに関する項目
動物	動物の権利	動物の権利保護に向けた方針・取り組みに関する項 目
	動物実験	動物実験廃止に向けた方針・取り組みに関する項目
	工業的畜産または集約的畜産	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・使用低減に向けた方針・ 取り組みに関する項目
人·社会	人権	人権保護に向けた方針・取り組み、および差別防止の取り組みに関する項目
	労働者の権利	労働者に対する強制労働の禁止、労働者の権利(労働時間・適正賃金・安全な職場環境等)の担保、および差別防止のための取り組みに関する項目

	サプライチェーンマネジメント	サプライチェーンに対する方針・人権に配慮した取り組み、および倫理的な原材料調達方針に関する項目
	無責任なマーケティング	無責任なマーケティングを防止するためのガイドライン策定・取り組み、および不適切な表示(グリーンウォッシュ等)を防ぐための仕組みに関する項目
	地域/コミュニティ・社会への貢献	日本の地域社会活性化に向けた取り組み(事業所など の拠点がある地域への貢献・寄付・地産地消のものづく り・社会貢献活動のサポート)に関する項目
政治	議論のある科学技術の利用	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある 科学技術の利用に関する項目
	政治活動	政治活動(政治献金/寄付・ロビー活動)に関する情報 開示、および法的・政治的手段を活用した情報操作に関 する項目
	反社会的財務活動	反社会的財務活動防止に関する項目

# 「フード評価」

大項目	概要
調達	倫理的な原材料調達の方針・製品における取り組み、および生産者・サプライヤとの取引に関する 項目
包材	製品の容器・カトラリー・包材等の 3R と持続性と環境に配慮した素材調達に関する項目

#### 2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方

エシカルフード基準は、商品がエシカルであるかを確認するための指標です。

エシカルフードを世の中に示す際の基準として 2023 年時点で満たしてほしい小項目にしきい値を設定しています。 企業評価に含まれる 37 個の小項目、フード評価に含まれる 3 個の小項目の基準※に設定され、このしきい値を全 て満たした商品がエシカルフードとなります。採点する企業は全ての基準に対して自己評価を行い、当該商品の基 準が満たされている商品はエシカルフードとして示されます。

2023 年時点のしきい値は、世界および日本国内の時勢を鑑みながら設定されたものであり、世界規模で解決すべき環境問題や人権問題を優先いたしました。動物および政治については日本の現状を踏まえて実効性のある小項目を対象としていますが、今後社会のあり方や、人々の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。※フード評価小項目 07. 「倫理的認証を有する製品を使用している」では商品によって使用する原材料が異なるため、原材料ごとに合計 9 つの基準にしきい値を設定しています。商品に使用している原材料のうち、いずれか 1 つのしきい値を満たす必要があります。

# 3.エシカルフード基準(大手企業 ver.)

エシカルフード基準は大項目・中項目・小項目・基準で構成されており、採点する企業は全ての小項目に含まれる基準に対して自己評価を行います。全ての基準は「01」に理想的である状態が示されていますが、2023 年時点で満たしてほしい小項目にしきい値※を設定しています。

なお事業の特性上、小項目の内容に関わりがない場合は、「関与していない」の基準を選択することができます。

※しきい値が設定されている小項目および基準は色が網掛けされ、しきい値に「●」が示されています。

#### 企業評価

大項目 01.「環境」

	中項目		小項目		基準	しきい値
01	環境報告	01	環境方針に基づく目標を設定し、取り組んでいる	01	環境方針に基づく目標を設定し、取り組んでおり、第三者機関の監査を受け、	
					その結果を公表している(統合報告書やサステナビリティレポートの公開な	
					ど)	
				02	環境方針に基づく目標を設定し、取り組んでおり、自組織で評価を行い、その	_
					結果を公表している(統合報告書やサステナビリティレポートの公開など)	•
				03	環境方針に基づく目標を設定し、組織内外に共有・公開し、浸透させている	
				04	環境方針に基づく目標を設定し、定期的に見直している	
				05	いずれもあてはまらない	
02	気候変動	01	  温室効果ガスの削減に向けて、スコープ1と2の排	01	-  国際協定(パリ協定)に沿った目標値と目標達成年度を設定しており、排出量	
			出量削減の目標を設定し、取り組んでいる		を年次で算定し、取り組み結果を公表している。その上で、年次の削減目標値	
					を達成している	
				02	国際協定(パリ協定)に沿った目標値と目標達成年度を設定しており、排出量	
				02	を年次で算定し、取り組み結果を公表している	•
				03	独自に目標値と目標達成年度を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組	
				03	み結果を公表している	
				04	スコープ1と2の排出量を年次で算定している	
					いずれもあてはまらない	
		02	  温室効果ガスの削減に向けて、少なくとも一次下		国際協定(パリ協定)に沿った目標値と目標達成年度を設定しており、排出量	
		02	請けを含めてスコープ3排出量削減に関しての目	01	を年次で算定し、取り組み結果を公表している。その上で、年次の削減目標値	
			標を設定し、取り組んでいる		を達成している	
				0.2	国際協定(パリ協定)に沿った目標値と目標達成年度を設定しており、排出量	
				02	を年次で算定し、取り組み結果を公表している	
				UЗ	独自に目標値と目標達成年度を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組	
				03	み結果を公表している	•
				04	少なくとも一次下請けを含めたスコープ3排出量を年次で算定している	
					いずれもあてはまらない	
		03	   再生可能エネルギーに関して、使用比率拡大の目		再生可能エネルギーに関して、使用比率拡大の目標値と目標達成年度を設定	
		05	標を設定し、取り組んでいる	01	し、年次の使用目標値を達成している	•
			INCEDENCE OF AN OPEN OCCUR.	02	再生可能エネルギーをまだ導入していないが、使用比率拡大に向けた目標値と	
				02	目標達成年度を設定しており、今後導入する計画がある	
				03	いずれもあてはまらない	
02	に	01	L 大気汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針			1
03	汚染と廃棄	_	があり、その取り組み結果を公表している	OI	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果(実績数値と、そのための具体的な取り組み内容)を公表してい	
			はのうべてのが、フルロのルロ本でなれている		り、ての和未(美種数値と、てのための共体的な取り組み的各)を公表している	
				02	公   法規制値を遵守しており、遵守のための具体的な取り組み内容を公表している	
				02	仏水雨	•
				0.3	いずわもねてけまらかい	
		0.2	水質汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針		いずれもあてはまらない 法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り組んでお	
			があり、その取り組み結果を公表している	OI		
			17 のう、 このなり順の両未で五衣している		り、ての結果(美種数値と、てのための具体的な取り組み内容)を公表している	
				02		
				02	法規制値を遵守しており、遵守のための具体的な取り組み内容を公表している	•
	ĺ			03	いずれもあてはまらない	

		03	土壌汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針	01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り組んでお	
			があり、その取り組み結果を公表している		り、その結果(実績数値と、そのための具体的な取り組み内容)を公表してい	
					<u> </u>	
				02	法規制値を遵守しており、遵守のための具体的な取り組み内容を公表している	
						•
				03	いずれもあてはまらない	
		04	オゾン層破壊物質の排出削減のため目標値を設定		国際協定(モントリオール議定書)に沿って排出量削減に取り組んでおり、目	
		0.	し、その取り組み結果を公表している	01	標値通りの削減を達成できている。またその取り組み結果を公表している	
			OV COSA SHIDTHIN ELIKO CV.S	02	国際協定(モントリオール議定書)に沿って排出量削減に取り組んでおり、そ	
				02	のための具体的な取り組み内容を公表している	•
					独自に目標値を設定しており、取り組み結果を公表している	
					いずれもあてはまらない	
		05	廃棄物全般の削減に向けて、定量的な目標を含ん 	01	廃棄物全般の削減と再資源化に関して定量的な目標を設定しており、目標達成	•
			だ方針がある		に向けた取り組み結果を公表している 	
				02	廃棄物全般の削減に関して定量的な目標を設定しており、目標達成に向けた取	
					り組み結果を公表している	
				03	廃棄物全般の削減量を定量的に把握している	
				04	いずれもあてはまらない	
		06	食品の不可食部の廃棄削減に向けて、不可食部の	01	食品の不可食部の廃棄削減に向けて、不可食部の発生抑制やリサイクルする仕	•
			発生抑制やリサイクルする仕組みが構築されてい		組みが構築されている	
ĺ			3		上記にあてはまらない	
ĺ		07	食品ロス(可食部)削減に向けた計画を持ってお	01	食品ロス(可食部)削減に向けた計画を持っており、それに基づいた取り組み	
			り、それに基づいた取り組みを行っている		を行っている	
			取り組み例:賞味期限の年月表記など流通過程で		取り組み例:賞味期限の年月表記など流通過程での廃棄削減、原材料の有効活	•
			の廃棄削減、原材料の有効活用など		用など	
				02	上記にあてはまらない	
04	生物の生息域と	01	生物多様性の保全のための方針があり、生物多様	01	方針に基づいて生物多様性への負荷低減に向けた取り組みを行い、その結果を	
	資源		性への負荷低減への取り組みを行っている		定期的に公表している	
				02	方針に基づいて生物多様性への負荷低減に向けた取り組みを行い、取り組み内	
					容を定期的に見直している	
				03	いずれもあてはまらない	
		02	生物多様性保全に向けた調達方針がある	01	生物多様性保全に向けた調達方針があり、重要品目について目標値を持って取	
					り組んでいる	
				02	生物多様性保全に向けた調達方針がある	•
				03	いずれもあてはまらない	
		03	ワシントン条約および国内法で取引が制限されて	01	ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物およびその身体の一	
			いる動物およびその身体の一部の売買や利用を		部の売買や利用を行っていない	
ĺ			行っていない	02	事業領域の特性上、ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物	
					およびその身体の一部の利用を必要とするが、上記にあてはまらない	
				03	事業領域の特性上、ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物	
					およびその身体の一部の利用を必要とせず、これまでに売買や利用を行ってい	•
					ない	
ĺ		04	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンで森	01	  二次供給者も含めすべてのサプライチェーンで森林破壊を防ぐため、サプライ	
			林破壊を防ぐため、サプライチェーンに対して働		チェーンに対して働きかけを行っている	•
			きかけを行っている	02	上記にあてはまらない	***************************************
		05	水の持続可能な使用(節水・循環利用・水源の涵	_	水の持続可能な使用(節水・循環利用・水源の涵養など)に取り組んでいる	•
			養など)に取り組んでいる		上記にあてはまらない	
Î		06	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンで		二次供給者も含めすべてのサプライチェーンでIUU漁業(違法・無報告・無規	
			IUU漁業(違法・無報告・無規制に行われている		制に行われている漁業)を防ぐため、サプライチェーンに対して働きかけを	•
Î			漁業)を防ぐため、サプライチェーンに対して働		行っている	
			きかけを行っている	02	事業領域の特性上、漁業に関与しているが、上記にあてはまらない	
Î					事業領域の特性上、漁業に関与していない	•
		07	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚(ただし		日本で水揚げされた規格外・未利用の魚(ただし幼魚はのぞく)の利用に取り	
Î			幼魚はのぞく)の利用に取り組んでいる		組んでいる	
					事業領域の特性上、漁業に関与しているが、上記にあてはまらない	
					事業領域の特性上、漁業に関与していない	
	1	<u> </u>		55	S STATE OF THE LAND STATE OF THE STATE OF TH	

大項目 02.「動物」

	中項目		小項目		基準	しきい値
01	動物の権利	01	動物の権利(「5つの自由」に準拠する)の保護	01	方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公表し	
			に関して方針があり、その取り組み結果を公表し	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ている	
			ている	02	方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公表してい	
			参考:   1. 飢えと渇きからの自由   1. **********************************		<u> ব</u>	
			2. 不快からの自由		方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている	
			3. 痛み・傷害・病気からの自由		方針を持っており、定期的に見直している	
			4. 正常な行動を表現する自由	05	事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要とするが、上記いずれもあてはま らない	
			5. 恐怖や抑圧からの自由	06	事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要としない	
		02	宣伝販促活動のために動物を利用していない		宣伝販促活動のために動物を利用していない	
		02	(例:CM活用、動物園やサーカス、ブラッド・		宣伝販促活動のために動物を利用しているが、「5つの自由」を守っている	
			スポーツへの協賛)		いずれもあてはまらない	
02	動物実験	01	食品の分野において、動物実験廃止(法的に求め		動物実験を完全に廃止している (法的に求められている場合を除く)	<u> </u>
02	到加夫歌	01	られている場合を除く)に向けた方針に基づき定		動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目	
			量的な目標を設定し、取り組んでいる	02	標に基づいた取り組みについて、第三者機関の監査を受け、その結果を公表し	
					ている	
				03	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目	
					標に基づいた取り組みについて、自組織で評価を行い、その結果を公表してい	•
					వ	
				04	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目	
					標を組織内外に共有・公表し、浸透させている	
				05	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目	
					標を持っており、定期的に見直している	
				06	動物実験を行っているが、上記いずれもあてはまらない	
				07	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	•
03	工業的畜産また	01	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養	01	工業的畜産または集約的畜産の生産・使用を完全に廃止している	
	は集約的畜産		豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・使用低減に向けた			
			方針に基づき定量的な目標を設定し、その取り組	02	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・	
			み結果を公表している 		使用低減に向けた方針と定量的な目標に基づいた取り組みについて、第三者機関の監査を受け、そのは思ないましている。	
				02	関の監査を受け、その結果を公表している	
				03	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・ 使用低減に向けた方針と定量的な目標に基づいた取り組みについて、自組織で	
					評価を行い、その結果を公表している	
				<u></u>	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・	
				04	使用低減に向けた方針と定量的な目標を組織内外に共有・公開し、浸透させて	
					いる	
				05	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛)の生産・	
					使用低減に向けた方針と定量的な目標を持っており、定期的に見直している	
				06	工業的畜産または集約的畜産の生産・使用をしているが、上記いずれもあては	
					まらない	
				07	事業領域の特性上畜産物を必要とせず、これまで工業的畜産または集約的畜産	
l		1			の生産・使用を実施していない	

大項目 03.「人·社会」

)1 人権		小項目		基準	しきい値
1 /\1E	01	国際基準(国連「ビジネスと人権に関する指導原	01	国際基準(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」)に基づいた人権方針が	
		則」)に基づいた人権保護のための方針がある		あり、方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を 公開している	
			02	国際基準(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」)に基づいた人権方針が	
				あり、方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公開 している	•
			03	国際基準(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」)に基づいた人権方針が	
				あり、方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている	
			04	国際基準(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」)に基づいた人権方針が	
				あり、定期的に見直している	
			05	いずれもあてはまらない	
	02	人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、	01	差別を防ぐための方針があり、取り組みを行っている	•
		性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカー	02	差別を防ぐための方針はないが、取り組みは行っている	
		ストなどを理由とする差別を防ぐための取り組み	03	いずれもあてはまらない	
	03	先住民の権利(土地の権利など)に配慮する方針	01	先住民の権利(土地の権利など)に配慮する方針があり、取り組みを行ってい	
		があり、取り組みを行っている	***************************************	<u>8</u>	
				上記にあてはまらない	
	04	企業により雇用された軍/治安部隊または政府に	01	企業により雇用された軍/治安部隊または政府による人権侵害に関与をしていな  、、	
		よる人権侵害に関与をしていない	0.7	しい	
- WELL				上記にあてはまらない	
12 労働者の権利			01	実際の労働時間を適正に把握・管理しており、違法な長時間労働が行われてい	•
労働者は雇用態に関わらず		法な長時間労働が行われていない。	02	と記しまプルナでもい	
社で実際に働		賃金がその地域における最低賃金を上回ってお		上記にあてはまらない 賃金がその地域における最低賃金を上回っており、実際の労働時間に基づき計	
ている人を指	02	り、実際の労働時間に基づき計算された賃金全額	01	算された賃金全額が適切に支払われている	•
ます		が適切に支払われている	02	上記にあてはまらない	
	03	労働者に対し違法な罰則(罰金・ペナルティな		労働者に対し違法な罰則 (罰金・ペナルティなど) を科していない	•
		ど)を科していない		上記にあてはまらない	
	04	団結権および団体交渉権、団体行動権を認めてい	01	団結権および団体交渉権、団体行動権を認めている	•
		<b>వ</b>	02	上記にあてはまらない	
	05	強制労働を禁止している	01	強制労働を禁止している	•
				上記にあてはまらない	
	06	児童労働を禁止している	01	児童労働を禁止している(ILO第138号条約で定義された就業最低年齢を基準	•
				<u>と</u> する)	-
	0.7		_	上記にあてはまらない	_
	07	人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、 性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカー		差別を防ぐ方針があり、取り組みを行っている	•
		ストなどを理由にした労働者への差別を防ぐ取り		差別を防ぐ方針はないが、取り組みは行っている いずれもあてはまらない	-
	0.8	ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を		ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を実現できる制度を整備してい	
		実現できる制度を整備している		3	
			02	上記にあてはまらない	
	09	た険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境		危険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境を確保している	
		を確保している	02	上記にあてはまらない	•
	10	労働安全衛生管理体制が整備されている	01	法令上必要な労働安全衛生管理体制の構築・運用に加えて、従業員のメンタル	
				ヘルスなど健康を確保する取り組みを行っている	
			02	法令上必要な労働安全衛生管理体制(産業医の選任、健康診断の実施など)が	•
				構築・運用されている	
				いずれもあてはまらない	
	11	ハラスメント対策を行っている	01	ハラスメント問題を早期に発見・解決できる仕組みが存在し、実際に運用され	
				ている	
I				八ラスメント防止に関する方針があり、また通報窓口が設置されている。	•
			ı 03	いずれもあてはまらない	1
	4.5	出身来の佐川も月宝士フ ハ ゝ デン L おび 生 L も	_		
	12	労働者の権利を侵害するインシデントが発生した 際には必ず実態調査を行い、改善のための取り組	_	労働者の権利を侵害するインシデントが発生した際には必ず実態調査を行い、 改善のための取り組みを行っている	

03	サプライチェー	01	サプライチェーン調達方針がある	01	サプライチェーン調達方針があり、取り組み結果について第三者機関の監査を	
	ンマネジメント	01		01	受けている	
	- (			02	サプライチェーン調達方針がある	•
					いずれもあてはまらない	***************************************
		02	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次		二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:適正な労働時間の管理(関連法令など	
			て公表されている:適正な労働時間の管理		に定められた労働時間の遵守)	
				02	上記にあてはまらない	
		03		01	  二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:適切な賃金の支払い(その地域におけ	
			て公表されている:適切な賃金の支払い		る最低賃金を上回る賃金)	
				02	上記にあてはまらない	***************************************
		04	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:団結権、団体交渉権、団体行動権の保	
			て公表されている:団結権、団体交渉権、団体行		障(独立した労働組合が制限されている国、もしくは違法である国での対処を	
			動権の保障		含む)	
				02	上記にあてはまらない	
		05	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:強制労働の禁止	
			て公表されている:強制労働の禁止	02	上記にあてはまらない	
		06	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:児童労働の禁止(ILO第138号条約で	
			て公表されている:児童労働の禁止		定義された就業最低年齢を基準とする)	
				02	上記にあてはまらない	***************************************
		07	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:差別の禁止(取引先と人種や国籍、民	
			て公表されている:差別の禁止		族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級または	
					カーストなどを理由にした差別禁止に関するガイドラインなどに合意した上で	
					取引を行っている)	
				02	上記にあてはまらない	
		08	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:安全で衛生的且つ健康的な労働環境の	
			て公表されている:安全で衛生的且つ健康的な労		提供	
			働環境の提供		上記にあてはまらない	
		09	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていること	
			の項目が遵守されていることが、その根拠も含め		が、その根拠も含めて公表されている:非人道的な扱いの禁止(虐待やハラス	
			て公表されている:非人道的な扱いの禁止		メントなど) 	
		4.0			上記にあてはまらない	
		10	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで働	U1	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで働く労働者が、労働者の権利に	
			く労働者が、労働者の権利に関して母国語かつ匿 タで通報でき、それが中立的に調査・管理される		関して母国語かつ匿名で通報でき、それが中立的に調査・管理される仕組みがある。	
			名で通報でき、それが中立的に調査・管理される 仕組みがある	0.5	ある Learner フィナン・ハ	•••••
		11			上記にあてはまらない	
			二次供給者も含めて全てのサプライチェーンにおいて労働基準が遵守されるための取り組みを行っ	U1	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンにおいて、労働基準遵守のための 定期的なトレーニングや取り決めなどを行っている	
			いて労働基準が遵守されるための取り組みを行っている	02	上記にあてはまらない	
		12	Cいる   不法に国家が占領した地域から調達を行っていな		上記にめてはまりない 不法に国家が占領した地域から調達を行っていない	
		12	小法に国家が白視した地域から調達を行う Cいる い		小法に国家が白視した地域がつ調達を行うていない 上記にあてはまらない	
		13	い		上記にめてはまりない 抑圧的な体制を持つ国からの調達が一般的な原材料については、輸入元の国名	
		1.5	料については、輸入元の国名を公表している	"	を公表している	
			THE TOTAL THE COUNTY OF THE CARD COUNTY	חס	上記にあてはまらない	
		14	原材料調達に関して倫理的な調達方針があり、調		倫理的な原材料調達方針があり、すべての原材料の調達において適用されてい	
		- '	達方針が適用されている	-	<b>□□                                     </b>	
				02	倫理的な原材料調達方針があり、一部の原材料の調達においては適用されてい	
			会」の全てに対する配慮		3	•
				03	いずれもあてはまらない	***************************************
		l				

04	無責任なマーケ	01	無責任なマーケティングを防ぐためのガイドライ	01	策定したガイドラインに基づく取り組み(ガイドラインの見直しやインシデン	
	ティング		ンを策定している		トへの対応・改善を含む)を行い、その結果を定期的に公表している	
			参考:子ども(20歳未満)へのアルコール飲料販	02	策定したガイドラインを組織内外に共有・公開し、浸透させている	•
			売のアピール、子ども(20歳未満)への不健康な	03	ガイドラインを策定している	
			食品/飲料商品販売のアピール、アルコール飲料	04	いずれもあてはまらない	
			の無責任なマーケティング、過度なカロリー摂取			
			など消費者の健康を損なう商品の企画・開発など			
		02	ガイドラインの策定・周知など、グリーンウォッ	01	ガイドラインの策定・周知など、グリーンウォッシュ(環境配慮をしているか	
			シュを防ぐためのチェック機能が組織内に構築さ		のように見せかけること)を防ぐためのチェック機能が組織内に構築されてい	•
			れている		<b>న</b>	
				02	上記にあてはまらない	
		03	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブラ	01	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブランドへの批判に対して、自社	
			ンドへの批判に対して、自社の考え方を回答した		の考え方を回答したり、組織内で意見・要望の内容を共有するなど対応してい	
			り、組織内で意見・要望の内容を共有するなど対		<u> </u>	
			応している	02	上記にあてはまらない	
		04	不良品などが発生した際、トレースフォワードに	01	不良品などが発生した際、トレースフォワードによる商品回収を行うととも	
			よる商品回収を行うとともに、適切な情報開示を		に、適切な情報開示を行っている	
			行っている		上記にあてはまらない	
		05	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人	01	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人種や国籍、民族、宗教、年	
			種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性		齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなど	•
			的指向、障がい、信条、出自、階級またはカース		を理由とする差別を防ぐガイドラインを策定・周知し、チェック機能が組織内	_
			トなどを理由とする差別を防ぐガイドラインを策		に構築されている	***************************************
			定・周知し、チェック機能が組織内に構築されて	02	上記にあてはまらない	
			いる			
05	地域/コミュニ	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある地域に対	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある市町村に対して、経済的・社会的に貢	
	ティ・社会への		して、経済的・社会的に貢献している		献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など)	•
						_
	貢献					
	貢献			02	日本国内の事業所や工場など拠点がある都道府県に対して、経済的・社会的に	
	貢献			02	日本国内の事業所や工場など拠点がある都道府県に対して、経済的・社会的に 貢献している (社員雇用、原材料・資材・サービス調達など)	
	貢献					
	貢献	02	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や	03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など)	
	貢献	02	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や 製品の継承に取り組んでいる	03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部:	
	貢献	02		03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造	
	貢献	02		03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節	
	貢献	02		03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示	
	貢献	02		03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品	
	貢献	02		03	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示	
	貢献		製品の継承に取り組んでいる	03 01 02	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品 など 上記にあてはまらない	
	貢献		製品の継承に取り組んでいる 日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポート	03 01 02	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品 など	
	貢献		製品の継承に取り組んでいる	03 01 02 01	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品 など 上記にあてはまらない	
	貢献	03	製品の継承に取り組んでいる  日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている  日本国内の地域/コミュニティ貢献活動や社会貢	03 01 02 01 02	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品 など 上記にあてはまらない 日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている 上記にあてはまらない 日本国内の地域/コミュニティ貢献活動や社会貢献活動への従業員の参加をサ	
	貢献	03	製品の継承に取り組んでいる 日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている	03 01 02 01 02 01	貢献している(社員雇用、原材料・資材・サービス調達など) いずれもあてはまらない 次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部: ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示 (GI)保護制度」登録加工品 など 上記にあてはまらない 日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている 上記にあてはまらない	

### 大項目 04.「政治」

01	議論のある科学 技術の利用	01	議論のある科学技術の利用に対する方針を公表している	_	議論のある科学技術の利用に対する方針をホームページなどで公表しており、 消費者からの問い合わせには真摯に回答している	
	リストレー・ファット		議論のある科学技術の例:		議論のある科学技術の利用に対する考え方をホームページなどで公表している	
			・遺伝子組み換え技術 ・ゲノム編集技術 など		議論のある科学技術の利用について検討する仕組みが社内に構築されている 仕組みの例: ・倫理委員会の設置と運営 など	•
				04	いずれもあてはまらない	
02	政治活動	01	政治活動(政治献金/寄付・ロビー活動)への関	01	政治活動(政治献金/寄付・ロビー活動)への関与を開示している	
			与を開示している	02	上記にあてはまらない	
		02	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行	01	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行なっていない	
			なっていない	02	上記にあてはまらない	

03	反社会的財務活	01	反社会的財務活動を防ぐためのチェック機能が組	01	社員への教育や監査体制の構築など、反社会的財務活動を防ぐためのチェック	_
	動		織内に構築されている		機能が組織内に構築されている	•
			参考:	02	上記にあてはまらない	
			不当に過度な報酬の支払い、インサイダー取引、			
			価格協定、賄賂の支払いなど汚職行為			

# フード評価

大項目 01.「調達」

小項			基準		詳細基準	しきい値
01	原材料調達に関して倫理的な調達方針がある※倫	01	倫理的な調達方針があり、当該商品のすべての			
	理的な調達方針:「環境」「動物」「人・社会」		原材料の調達において適用されている			
	の全てに対する配慮	02	倫理的な調達方針があり、当該商品の主たる原			
			材料の調達においては適用されている			•
		03	倫理的な調達方針はあるが、当該商品の原材料			
			には適用されていない			
		04	いずれもあてはまらない			
02	原材料調達において、倫理的な調達方針のある生	01	当該商品のすべての原材料の生産者・サプライ			
	産者・サプライヤから調達している		ヤが、倫理的な調達方針に基づいて実践してい			
	※倫理的な調達方針:「環境」「動物」「人・社		ることを訪問するなどして確認している			
	会」の全てに対する配慮	02	当該商品の主たる原材料の生産者・サプライヤ			
			が、倫理的な調達方針に基づいて実践している			
			ことを訪問するなどして確認している			
		03	いずれもあてはまらない			
03	原材料の生産者・サプライヤと安定した取引を実	01	当該商品のすべての原材料に関して、生産者・			
	施している		サプライヤを指定しての長期的(3年以上の継			
			続)な取引を行っている			
		02	当該商品の主たるの原材料に関して、生産者・			
			サプライヤを指定しての長期的(3年以上の継			
			続)な取引を行っている			
			いずれもあてはまらない			
04	原材料調達において、温室効果ガス排出削減の観	01	当該商品のすべての原材料調達において、製			
	点を有している		造・輸送などによる温室効果ガスの排出量を年			
			次で算定しており、削減に向けて原材料の見直			
			しなどを行っている			
		02	当該商品のすべての原材料調達において、製			
			造・輸送などによる温室効果ガスの排出量を年			
			次で算定している			
			いずれもあてはまらない			
05	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少な	01	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少			
	い原材料を使用している		ない原材料を使用している 【取り組み例】			
			- 「現り組み物」 - ・同一原材料でも温室効果ガスの排出がより少			
			ない原材料(農林水産省温室効果ガス削減見え			
			る化実証事業対象農産物など)			
			・温室効果ガスの排出が少ない代替原材料			
		02	上記にあてはまらない			•
06	  原材料調達において、地産地消など地域経済活性		当該商品の原材料調達において、地産地消など			<u> </u>
00	化の観点を有している	01	地域経済活性化の観点を有している			
	THO ELM CONS	02	上記にあてはまらない			
07	倫理的認証を有する製品を使用している		オーガニック原材料(※有機認証を取得した農		当該商品自体が、有機JAS認証または同等性を	
3,	TANDER CITY OF STATE CIX/13 O CV 19	01		01	持つオーガニック認証を受けている	
			達・使用している		オーガニックに該当する原材料のうち、有機	
			※対象原材料:		JAS認証または同等性を持つオーガニック認証	
			農産物:米や小麦、雑穀などの穀物、野菜、果	02	を受けた製品(原材料)を、重量ベースで95%	
			実、豆類、香辛料等	ĺ	以上使用している	
			畜産物:牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うず		オーガニックに該当する原材料のうち、有機	
			ら、だちょう、七面鳥、アヒルおよび鴨		JAS認証または同等性を持つオーガニック認証	
			加工食品:有機農産物加工食品、有機畜産物加	03	を受けた製品(原材料)を、重量ベースで50%	•
			工食品、有機農畜産物加工食品		以上使用している	
			酒類:有機農畜産加工酒類		オーガニックに該当する原材料のうち、第三者	
				04	認証ではなく二者認証を受けた製品(原材料)	
					を、重量ベースで95%以上使用している	
					オーガニックに該当する原材料のうち、第三者	
				05	認証ではなく二者認証を受けた製品(原材料)	
					を、重量ベースで50%以上使用している	
					オーガニックに該当する原材料を使用している	
				06	が、上記いずれもあてはまらない	
				07	オーガニックに該当する原材料を使用していな	
l					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1

(無理的に配慮された農産物を調達・使用している) 原材料の農産物のうち重量ペースで95%以上、有機JAS認証または同等性のあるオーガニック 認証を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ペースで95%以上、第三者認証ではなく二者認証(ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む)を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ペースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証(ただし環境に配慮 に土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む)を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ペースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減 (4)化学農薬・化学肥料の低減 (5) 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減 (5) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•
第三者認証ではなく二者認証 (ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む)を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証 (ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む)を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減 原材料として農産物を使用しているが、上記い	•
原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、 第三者認証ではなく二者認証(ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む)を受けたものを使用している 原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減	•
次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減  「原材料として農産物を使用しているが、上記い	
05	
ずれもあてはまらない	
06   原材料として農産物を使用していない	
63   倫理的に配慮された畜産物を調達・使用している	
原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、 第三者認証ではなく二者認証 (ただし施設・飼 養環境・飼養管理・繁殖管理・医薬品の使用低 減・種の多様性の保持の観点を含む)を受けた ものを使用している	
原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、 次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減 5)種の多様性の保持	•
原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、 次の1つ以上の観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減 5)種の多様性の保持	
05       原材料として畜産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない         06       原材料として畜産物を使用していない	

04   持続性に配慮した水産物(天然魚)を調達・使   当該商品自体が、国際的	
*ISEAL : https://www	.isealalliance.org/
原材料の水産物(天然魚)	のうち重量ベースで
50%以上、国際的な第三   02   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100	者認証(ISEALに認定
02   されているもの) を取得	しているものを使用し
ている	
原材料の水産物(天然魚	) のうち重量ベースで
50%以上、漁業の持続可	
03   (FIP) に取り組む生産者	●
3	
	のうち重星ベーフで
50%以上、次のすべての	
ち、自主基準を満たした。	ものを使用している
1)資源の持続可能性	
2)漁業に関する管理ン人	テム(地域や国内、国
際的なルール)の有無	
3)漁業が海の生態系に及	ます影響
4)トレーサビリティ	
	然魚)を使用している
05 が、上記いずれもあては	まらない
- 06 原材料として水産物 (天)	然魚)を使用していな
05 持続性に配慮した水産物 (養殖魚) を調達・使 当該商品自体が、国際的	,
用している 01 に認定されているもの)	
*ISEAL : https://www	
原材料の水産物(養殖魚	5,
「京材料の小生物(食泡魚	
Tいる	しているいのでは用し
原材料の水産物(養殖魚)	
	E有の生産物を使用しく
l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	
原材料の水産物(養殖魚	
50%以上、次のすべての	
ち、自主基準を満たした。	
1)種苗の持続可能性(人)   04   1)番笛の持続可能性(人)   1)   1)   1   1   1   1   1   1   1	工種苗の導入)
2)即称の対抗には	- (T) h
3)抗生物質など医薬品使	用の低減
4)環境評価と管理	
5)トレーサビリティ	
原材料として水産物(養	植魚) を使用している
05 が、上記いずれもあては	まらない
06 原材料として水産物 (養)	植魚) を使用していな
06 フェアトレード原材料を調達・使用している 当該商品自体が、国際的	なフェアトレード第三
※対象原材料:コーヒー豆、生鮮果実、カカオ 者認証(ISEALに認定さ	nているもの)を取得
豆、スパイス・ハーブ、蜂蜜、ナッツ、オイルしている	
シード・油性果実、加工果物・野菜、サトウキ 01 ※ISEAL:https://www	.isealalliance.org/
ビ糖、茶、野菜(豆類・じゃがいも等を含	
む)、穀類	
フェアトレードに該当す	る原材料のうち、国際
ウェン・レード第三・	
02 されているもの) を受け	
重量ベースで20%以上使	
フェアトレードに該当す	
03 (されているもの) を受け	•
新皇ペーフで200/主港ギ	
重量ベースで20%未満だ	
フェアトレードに該当す	る原材料のうち、第三
	る原材料のうち、第三 を受けた製品(原材

			_	
			05	フェアトレードに該当する原材料のうち、第三 者認証ではなく二者認証を受けた製品(原材 料)を、重量ベースで20%未満だが使用してい
			06	フェアトレードに該当する原材料を使用してい るが、上記いずれもあてはまらない
			07	フェアトレードに該当する原材料を使用してい ない
	07	持続可能性に配慮したパーム油を調達・使用している	01	当該商品の原材料および製造過程において、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしている、トレーサビリティが確保されたものを使用している ※WWFより抜粋 1)熱帯林、泥炭湿地林などの伐採 2)森林火災・泥炭火災 3)生物多様性の損失 4)気候変動 5)土地をめぐる先住民などとの紛争 6)土壌侵食・汚染 7)労働と安全問題
			02	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証(ISEALに認定されているもの)を取得した、次の観点を満たしたパーム油のみを使用している・国際的な第三者認証機関から認証を受けた単一もしくは複数の生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としている ※ISEAL: https://www.isealalliance.org/
			03	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証(ISEALに認定されているもの)を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としているが、流通過程で他の非認証油と混合し
			04	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証(ISEALに認定されているもの)を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場に対して、証書を購入することで金銭的な還元を行っている(RSPO認証におけるBook&Claimに該当する)
			05	当該商品の原材料および製造過程において、 パーム油を使用しているが、上記いずれもあて はまらない
			06	当該商品の原材料および製造過程において、 パーム油を使用していない

08	持続可能性に配慮したカカオ豆を調達・使用している	01	原材料のカカオ豆のうち国際的な第三者認証 (ISEALに認定されているもの)を取得した、 トレーサビリティが確保されているカカオ豆を 100%使用している。または、次のすべての観 点について目標を設定した自主基準を公表して おり、それに基いて調達したトレーサビリティ が確保されているカカオ豆を100%使用してい る。また調達における取り組みの定期的なレ ビューを公開している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農薬管理 5)生産者支援(技術支援、男女平等促進、生活 インフラ整備などによる生活支援等)
		02	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主 基準を公表しており、それに基づいて調達した トレーサビリティが確保されているカカオ豆を 100%使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農薬管理 5)生産者支援(技術支援、男女平等促進、生活 インフラ整備などによる生活支援等)
		03	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主 基準を公表しており、それに基づいて調達した トレーサビリティが確保されているカカオ豆を 50%以上使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農薬管理 5)生産者支援(技術支援、男女平等促進、生活 インフラ整備などによる生活支援等)
		04	
09	持続可能性に配慮したコーヒー豆を調達・使用している	01	カオ豆を使用していない 原材料のコーヒー豆のうち国際的な第三者認証 (ISEALに認定されているもの)を取得した、 トレーサビリティが確保されているコーヒー豆を100%使用している。または、次のすべての観点について目標を設定した自主基準を公表しており、それに基いて調達したトレーサビリティが確保されているコーヒー豆を100%使用している。また調達における取り組みの定期的なレビューを公開している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農薬管理、加工過程の管理 5)生産者支援(技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等)

				02	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主 基準を公表しており、それに基づいて調達した トレーサビリティが確保されているコーヒー豆 を100%使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農薬管理、加工過程の管理 5)生産者支援(技術支援、男女平等促進、生活 インフラ整備などによる生活支援等)	•
				03	当該商品の原材料および製造過程において、 コーヒー豆を使用しているが、上記いずれもあ てはまらない	
				04	当該商品の原材料および製造過程において、 コーヒー豆を使用していない	
08	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚(ただし 幼魚はのぞく)を調達・使用している	01	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚(ただ し幼魚はのぞく)を使用している			
		02	原材料として水産物(天然魚)を使用している が、上記にあてはまらない			
		03	原材料として水産物(天然魚)を使用していな い			

小項目 07.「倫理的認証を有する製品を使用している」では商品によって使用する原材料が異なるため、原材料ごとに合計 9 つの基準にしきい値を設定しています。商品に使用している原材料のうち、いずれか1 つのしきい値を満たす必要があります。

### 大項目 02.「包材」

小項	目		基準	詳細基準	しきい値
01	包材において、持続性と環境に配慮した取り組みを行なっている	01	当該商品において、持続性と環境に配慮した取り組みを行なっている。 【取り組み例】 ・リターナブル容器・カトラリーの採用 ・容器・カトラリー・包材等のリサイクル ・容器・カトラリー・包材等をリデュース ・持続性と環境に配慮したブラスチック包材の 調達と使用(モノマテリアルのもの、バイオマ スプラスチックなど温室効果ガス排出削減を考慮したものなど) ・持続性と環境に配慮した紙包材の調達と使用 (第三者認証(ISEALに認定されているもの)を受けているもの)		•
		02	上記にあてはまらない		

#### 4.用語解説

# •Scope1, Scope2, Scope3

温室効果ガスを削減するにあたり、事業活動のどの範囲で温室効果ガスが排出されているかを把握する必要があります。それを通常、以下のような3つの範囲(Scope)に分けています。

Scope1:自社での燃料使用や工業プロセスによる温室効果ガスの直接排出

Scope2:他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3:Scope1、Scope2 以外の間接排出

#### •生物多様性

生物多様性は、「生態系(山・川・海等)・種(動物・植物・昆虫等)・遺伝子(色・形・模様等)」の3つの多様性から成り立っており、この生物のつながりによって、様々な恵みがもたらされています。その一方で生物多様性は全世界で危機的な状況にあり、気候変動と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。

#### •工業的畜産、集約的畜産

大量生産のためにコスト効率を最小限に抑えながら生産の最大化を重視した畜産方法で、単位面積あたりの飼育個体数が著しく多く過密、生産に必要な期間を短縮するための高密度の飼料給餌や抗生剤の投与・飼料添加がなされるなど動物福祉上の問題が発生しやすいとされています。

#### ・倫理的な原材料調達方針

「環境」「動物」「人・社会」に配慮した調達方針です。

#### • グリーンウォッシュ

事実と異なる環境配慮のイメージや表現で生活者を誤解させるおそれのある広告コミュニケーションや企業活動のことです。

#### ・ゲノム編集技術

標的遺伝子を意図的に変異させることにより、品種改良のスピードを速めたり、品種を開発できる育種技術の一つです。

#### 5.エシカルフードアクションスコア

#### 5.1 エシカルフードアクションスコア概要

持続可能な社会を実現するためには「毎日の食、毎日の買い物から、エシカルを考えてみる。"ちょっといいもの"を選ぶ目をもつ生活者になる。」ことが必要だと私たちは考えています。

日々エシカル消費への意識を持ち続け、行動をとり続けなければいけないということではなく、普段の生活の中でよりよい消費行動を選択すること、「環境」「動物」「人・社会」に対して少しでもよい選択を行う生活者が一人でも増えていくことを目指しています。そんなひとりひとりのエシカルに向けたアクションがやがて大きなソーシャルインパクトとなるよう、またそのよりよい消費行動のきっかけやモチベーションにつなげるための「エシカルフードアクションスコア」を提供する予定です。

生活者は、「エシカルフード基準」に沿った食品を購入する際、Vポイントが貯まるカードを提示することで、購買履歴からエシカルフードの購買実績が集計され、「エシカルフードアクションスコア」として付与されます。「エシカルフードアクションスコア」によって生活者自身の消費行動が可視化されることで、「環境」「動物」「人・社会」に対するよりよい消費の選択を促すことにチャレンジします。

### 5.2 エシカルフードアクションスコア対象商品

「エシカルフードアクションスコア」は、V会員の購買履歴が正しく管理できている商品(商品管理コードが発行・ 管理されている)が対象です。想定する対象商品は、食品、飲料、日用品で、生鮮食品を除きます。

# 6.エシカルフード基準策定メンバー

本基準は、以下のメンバーによって策定されました。(五十音順)

#### ■有識者

株式会社 office3.11 井出留美

株式会社ワンプラネット・カフェ ペオ・エクベリ

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 蟹江憲史

立教大学 21 世紀社会デザイン研究科特任教授・不二製油グループ本社株式会社 河口眞理子 一般社団法人 Chefs for the Blue 佐々木ひろこ

Crops -Food × ESD Design- 須賀智子

パタゴニア 日本支社 中西悦子

株式会社 honshoku 平井巧

東北大学大学院生命科学研究科教授・サステナビリティの編集プロデューサー 藤田香

株式会社こだわりや 藤田友紀子

CHOMPOO 森枝幹

株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

#### ■アドバイザー

「Ethical Consumer Research Association」代表 ロブ・ハリスン

#### ■コアメンバー

東京農業大学客員研究員・事業構想大学院大学産官学共創部ディレクター 植草茂樹株式会社フューチャーセッションズ 有福英幸、芝池玲奈 CCCMK ホールディングス株式会社 瀧田希、中岸恵実子、湯浅知里 第3版については、以下のメンバーによって改訂されました。(五十音順)

#### ■有識者

株式会社 office3.11 井出留美株式会社ワンプラネット・カフェ ペオ・エクベリ 立教大学 21 世紀社会デザイン研究科特任教授・不二製油グループ本社株式会社 河口眞理子一般社団法人 Chefs for the Blue 佐々木ひろこ パタゴニア 日本支社 中西悦子株式会社 honshoku 平井巧 CHOMPOO 森枝幹株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

#### ■コアメンバー

株式会社フューチャーセッションズ 有福英幸、芝池玲奈 CCCMK ホールディングス株式会社 瀧田希、中岸恵実子、湯浅知里

> エシカルフード基準 (大手企業 ver.) 2024 年 4 月 22 日発行

発行元:CCCMK ホールディングス株式会社

https://ethicalfoodlab.tsite.jp/

## (別紙)

## 第4版の改定内容

2024年4月22日より、CCCMKホールディングスの提供する「Tポイント」とSMBCグループが提供する「Vポイント」が統合し、新たに「青と黄色の『Vポイント』」としてサービスを開始いたしました。 このブランド名称変更に伴い、本基準を改訂いたしました。

# 第3版の改定内容

2022 年 3 月 30 日に「エシカルフード基準 2022」(大手企業 ver.)公表以降、各方面からのご意見を受け、改めて日本の現状を踏まえたものとして実効性があるか、エシカルフードの基準として適切であるか議論を行った上で、小項目、基準、およびしきい値の改定をいたしました。今後も社会のあり方や、人々の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

「エシカルフード基準」 (大手企業 ver) 第3版の改定箇所を以下の通り示します。※改定箇所=下線部分

#### ■企業評価 大項目 01.環境 中項目 04.廃棄と汚染

取り組み結果として公表する内容をより明確にするため、基準を修正しました。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,			
	(改定前)				
	小項目				
01	大気汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り を公表している	組み結果			
	基準	しきい値			
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り組んでおり、 <u>その結果を公表している</u>				
02	法規制値を遵守 <u>した目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り</u> 組んでおり、その結果を公表している	•			
03	いずれもあてはまらない				

	(改定後)	
	小項目	
01	大気汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り	組み結果
	を公表している	
	基準	しきい値
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取	
	り組んでおり、その結果(実績数値と、そのための具体的な取り	
	組み内容)を公表している	
02	法規制値を遵守しており、遵守のための具体的な取り組み内容を	_
	<u>公表している</u>	•
03	いずれもあてはまらない	

#### ■企業評価 大項目 01.環境 中項目 04.廃棄と汚染

取り組み結果として公表する内容をより明確にするため、基準を修正しました。

	(改定前)	
	小項目	
02	水質汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り	組み結果
	を公表している	
	基準	しきい値
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取	
	り組んでおり、 <u>その結果を公表している</u>	
02	法規制値を遵守 <u>した目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り</u>	_
	組んでおり、その結果を公表している	•
03	いずれもあてはまらない	

	(改定後)						
	小項目						
02	水質汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り	組み結果					
	を公表している						
	基準	しきい値					
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取						
	り組んでおり、 <u>その結果(実績数値と、そのための具体的な取り</u>						
	組み内容)を公表している						
02	法規制値を遵守 <u>しており、遵守のための具体的な取り組み内容を</u>	_					
	<u>公表している</u>	•					
03	いずれもあてはまらない						

### ■企業評価 大項目 01.環境 中項目 04.廃棄と汚染

取り組み結果として公表する内容をより明確にするため、基準を修正しました。

	(改定前)	
	小項目	
03	土壌汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り	組み結果
	を公表している	
	基準	しきい値
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取	
	り組んでおり、 <u>その結果を公表している</u>	
02	法規制値を遵守 <u>した目標値を設定して汚染物質の排出削減に取り</u>	•
	組んでおり、その結果を公表している	
03	いずれもあてはまらない	

	(改定後)	
	小項目	
03	土壌汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り	組み結果
	を公表している	
	基準	しきい値
01	法規制値よりも厳しい目標値を設定して汚染物質の排出削減に取	
	り組んでおり、その結果(実績数値と、そのための具体的な取り	
	組み内容)を公表している	
02	法規制値を遵守しており、遵守のための具体的な取り組み内容を	
	<u>公表している</u>	
03	いずれもあてはまらない	

# ■企業評価 大項目 01.環境 中項目 04.廃棄と汚染

取り組み結果として公表する内容をより明確にするため、基準を修正しました。

	(=1 -1-11)				
	(改定前)				
	小項目				
04	04 オゾン層破壊物質の排出削減のため目標値を設定し、その取り組み結果を公				
	表している				
01	国際協定(モントリオール議定書)に沿った目標値を設定して排				
	出量削減に取り組んでおり、目標値通りの削減を達成できてい				
	る。またその取り組み結果を公表している				
02	国際協定(モントリオール議定書)に沿った目標値を設定してお				
	<u>り、取り組み結果を</u> 公表している	•			
03	独自に目標値を設定しており、取り組み結果を公表している				
04	いずれもあてはまらない				

 111 0 of 0 / 20						
(改定後)						
	小項目					
04	オゾン層破壊物質の排出削減のため目標値を設定し、その取り組み結果を公					
	表している					
01	国際協定(モントリオール議定書)に沿って排出量削減に取り組					
	<u>んでおり、</u> 目標値通りの削減を達成できている。またその取り組					
	み結果を公表している					
02	国際協定(モントリオール議定書)に沿って排出量削減に取り組					
	<u>んでおり、そのための具体的な取り組み内容を</u> 公表している					
03	独自に目標値を設定しており、取り組み結果を公表している					
04	いずれもあてはまらない					

#### ■企業評価 大項目 02.動物 中項目 02.動物実験

健康食品や医薬品開発など多岐の事業を有している企業の採点対象範囲を明確にするために、「食品の分野において」を追加しました。

5 0	\$ 01Co					
	(改定前)					
	小項目					
01	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針に 量的な目標を設定し、取り組んでいる	基づき定				
01	動物実験を完全に廃止している(法的に求められている場合を除					
02	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目標に基づいた取り組みについて、第三者機関の監査を受け、その結果を公表している					
03	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目標に基づいた取り組みについて、自組織で評価を行い、その結果を公表している	•				
04	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目標を組織内外に共有・公表し、浸透させている					
05	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針と定量的な目標を持っており、定期的に見直している					
06	動物実験を行っているが、上記いずれもあてはまらない					
07	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	•				

	(改定後)						
	小項目						
01	01 食品の分野において、動物実験廃止(法的に求められている場合を						
	向けた方針に基づき定量的な目標を設定し、取り組んでいる						
01	動物実験を完全に廃止している(法的に求められている場合を除						
02	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針						
	と定量的な目標に基づいた取り組みについて、第三者機関の監査						
	を受け、その結果を公表している						
03	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針						
	と定量的な目標に基づいた取り組みについて、自組織で評価を行	•					
	い、その結果を公表している						
04	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針						
	と定量的な目標を組織内外に共有・公表し、浸透させている						
05	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けた方針						
	と定量的な目標を持っており、定期的に見直している						
06	動物実験を行っているが、上記いずれもあてはまらない						
07	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実						
	施していない						

# ■企業評価 大項目 04.政治 中項目 01. 議論のある科学技術の利用

議論のある科学技術の範囲が広く、ゲノム編集技術など一部の技術の利用については検討がはじまった段階であり、考え方や方 針を公表するに至っていないため、方針を検討する仕組みが構築されているかを問う基準を追加し、しきい値を変更しました。

(改定前)				(改定後)			
小項目				小項目			
01	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の利 る考え方を公表している	用に対す		_	議論のある科学技術の利用に対する方針を公表している 議論のある科学技術の例: ・遺伝子組み換え技術 ・ゲノム編集技術 など		
	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の 利用に対する考え方をホームページなどで公表しており、消費者 からの問い合わせには真摯に回答している	•		_	議論のある科学技術の利用に対する方針をホームページなどで公表しており、消費者からの問い合わせには真摯に回答している		
02	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の 利用に対する考え方をホームページなどで公表している			02	議論のある科学技術の利用に対する考え方をホームページなどで 公表している		
03	いずれもあてはまらない				議論のある科学技術の利用について検討する仕組みが社内に構築されている 仕組みの例: ・倫理委員会の設置と運営など	•	
			ı	04	いずれもあてはまらない		

# ■フード評価 大項目 01.調達

温室効果ガスの少ない原材料の選択は、既存の原材料を他の原材料に転換することだけではないため、「使用」に修正し、また 取り組み例を追加しました。

	(改定前)	
	小項目	
04	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料に転換し	<u>ている</u>
	基準	しきい値
01	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料 <u>に転換している</u>	
02	上記にあてはまらない	

	(改定後)	
	小項目	
04	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料を使用し	<u>ている</u>
	基準	しきい値
01	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料 <u>を使用している</u> 【取り組み例】 ・同一原材料でも温室効果ガスの排出がより少ない原材料(農林 水産省温室効果ガス削減見える化実証事業対象農産物など) ・温室効果ガスの排出が少ない代替原材料	
02	上記にあてはまらない	